

## 熊本地震対策－とりわけ住宅対策についての提言

2016年7月25日 日本共産党熊本県委員会

熊本地震発災から3ヶ月をすぎました。

死者49人、震災関連死9人、行方不明1人、住宅被害157,675棟、避難者4,406人にのぼり、震度1以上の余震は1900回を超えました（7月17日現在）。

日本共産党熊本県委員会は、5月 日、「熊本地震における被災者救援、生活と生業の再建、地域の復興についての提言」（A4・8ページ）を明らかにし、熊本県、熊本市に対して、詳細を説明し、検討・具体化を求めました。

県議会、市町村議会でも取り上げ、国会議員団とも連携し、政府への働きかけも行ってきました。党国会議員団は、22回、被災現地を訪れ、聞き取り、実態調査を踏まえ、熊本地震についての国会質問を51回行いました。

取り組みの結果、避難所での食料、環境の改善、仮設住宅入居の際、住居の解体を条件とすることの撤廃、家屋被害評価に地盤被害を加えることなどの成果を上げてきました。

こうした取り組みをふまえ、地震発災後3ヶ月の現状を踏まえ、きわめて深刻かつ喫緊の課題である「住宅問題」について提言をこない、国、県、市町村に、取り組みの具体化を求めるものです。

### 1、住宅問題を早急に解決するために

#### 応急仮設住宅

##### ① 希望者全員が入居できる応急仮設住宅（以後、仮設住宅）の建設

入居要件を大規模半壊から半壊まで広げたことにより建設戸数の見直しが必要になっています。全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊という機械的な線引きではなく、地盤損壊を重く見ることも含めて「住家として住めるかどうか」を基準にして、仮設住宅の計画を立てるべきです。熊本地震の特徴である2度の震度7、3ヶ月たっても続く余震によって、自宅での寝泊まりが困難な心的ストレス障害（PTSD）の人なども含め、希望者全員が入居できる応急仮設住宅の建設が必要です。

建設戸数について抜本的に見直すこと。

##### ② 環境改善

仮設住宅の建設が進み入居が進んでいますが、バリアフリー、トイレ、風呂、物干し台などの使い勝手の改善、買い物、通学、医療機関へ等へのアクセスの整備、固定電話回線の設置、コミュニティの形成など、様々な要望がよせられています。東日本大震災では、標準設備（エアコン、蛍光灯類、LPガスコンロ）のほか、家電6点セット（①洗濯機②冷蔵庫③テレビ④炊飯器⑤電子レンジ⑥ポット）が提供され（日赤寄贈）ています。

突然大地震に遭遇し、住める住家も家財道具等も失った仮設住宅入居者の生活環境整備に心を砕き、サポートをはかること。実情・要求を丁寧に把握し改善をはかること。

### ③ みなし仮設

宅建不動産協会、旅館・ホテル業界との連携を強化し、見なし仮設の確保を抜本的に強化すること。

### ④ 仮設住宅の設置期間

機械的に2年で区切らず（阪神淡路大震災は5年、新潟中越地震は3年）、家屋被害が甚大な熊本地震の状況を踏まえ、設置期間については柔軟に対応すること。

### ⑤ 私有地での仮設住宅

かつては、仮設住宅の建設用地は公有地が原則とされてきました（平成7年5月11日通知）が、中越地震、中越沖地震、東日本大震災を経て、私有地での仮設住宅建設の借地料も災害救助法の対象となりました。災害対策は、実情に沿って具体化していくべき事例のひとつです。

6月24日付の内閣府政策統括官（防災担当）事務連絡は、「平成28年熊本地震に係わる災害においては、建物への被害が大きく、また、現在もなお、余震が続く等の状況から、応急仮設住宅用地の確保が難しい状況も見受けられる。そのような中、県内では、敷地内に納屋・倉庫等を備える農家住宅が多く、また敷地が広く有効活用が可能であるという状況も見られるところである」「このような土地を活用し、被災者の方々の住まいの確保に取り組んでいただくようお願いしたい」と記しています。

農家、一般家庭を対象に、「事務連絡」に沿った積極的かつ柔軟な対応、具体化を、特別体制をとって、大急ぎで進めること。

## 恒久住宅政策

- ①仮設住宅から恒久住宅へスムーズに移行（生活再建継承の原則）する住宅政策を組み立てる必要があります。木造仮設住宅は、増改築を施せば恒久住宅に転用できます。応急救助の臨時的期限付き、プレハブ中心の仮設住宅の在り方を改めて検討し、林業資源の豊かな県・熊本らしい「熊本県モデル」を確立すべきです。今後の仮設計画において具体化すること。
- ②復興公営住宅による被災者の恒久住宅確保対策を抜本的に強化すること。
- ③1－⑤の「私有地での仮設住宅」、仮設住宅の恒久住宅化政策を組み合わせることによって、生活再建継承を効果的に推進することができます。災害救助法23条2項は、現物給付に変えて現金支給も認めており、仮設住宅建設費用を、被災者の自力での仮設住居再建への補助金として支給することを検討・具体化すること。
- ④特定優良賃貸住宅（民間の土地所有者等が建設した優良な賃貸住宅を一定期間借り上げ、所得が一定の基準内で、住宅に困っているもの賃貸するもの）建設を進めること。

### **住宅の応急修理、支援策の拡充**

- ①災害救助法第2条は、「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者」を救助するとしており、所得とは無関係です。県「住宅の応急修理実施要項」の「自らの資力では応急修理することができない者」との規定については削除すること。
- ②応急仮設住宅と応急修理を「2者択一」とするあり方は現実に合わないものであり、「実施要項」の「応急仮設住宅は利用しないこと」の項を削除すること。
- ③阪神・淡路大震災時は、308,000円だった限度額が、その後の震災で実情を考慮し引き上げられています。県として、独自に、限度額の上限を引き上げること。
- ④実施期間については、状況を踏まえ延長すること。

### **罹災証明書と家屋被害認定**

罹災証明書による家屋被害判定で、一次調査より2次調査で重い判定になったのが65%にのぼったとの報道がなされています（読売新聞調査・熊本県内7市町村対象）。専門知識のあるスタッフを全国的に結集し、一次調査の形骸化の是正、質の向上をはかること。

## 公費解体

公費解体申請が1万件を超えているのにほとんど進んでいないのが現状です。廃材置き場の確保、業者不足等があげられているが、いずれも行政の責任によるもの。業者については、政府による全国規模での支援体制を確立すべき。

## 地盤被害

- ①熊本地震被害の大きな特徴、被害の深刻さとして地盤被害があります。地震後の大雨で、被害はさらに拡大しています。住宅の損壊判定の際の地盤被害を重く判定すること。
- ②国の地盤被害にかかわる諸施策を積極的に、弾力的に活用すると同時に、県独自の支援策を具体化すること。

## 新潟県・国の補助事業の対象外の県単独の「小規模急傾斜地崩壊防止事業」

住家1戸でも、県として補助の対象とする。

## 5月25日参院災害対策特別委での仁比聡平議員の質問および答弁

### ○仁比聡平

日本災害復興学会の五月十六日の提言でも、地盤被害の補修に対する十分な公的補助がこの熊本地震において必要だということで求められています。これまで中越沖あるいは東日本でも、地すべりあるいは地盤崩落という宅地の対策が大きな課題となってきたわけですが、熊本地震では活断層という大きな課題があります。この実態を調査して、抜本的に宅地再建のための支援策というのを検討するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

### ○政府参考人（栗田卓也君）

宅地の関係のお尋ねでございます。

今回の熊本地震、直下型の地震によりまして強く地盤が揺さぶられて宅地被害が集中して発生しておるといった実態がございます。地割れや陥没なども今委員御指摘のとおり生じております。さらに、震源が移動しながら余震が長く続いているということで、宅地の被害も広域に散在する、あるいはまだ進行する可能性も否定できないというようなことをいろいろ留意しながら対応していくべきと考えております。

## 復興基金

国の補助制度の対象にならない事業に、細かく、機動的に対応するうえで復興基金の設置が急がれます。宅地、地盤復旧事業、地域コミュニティ施設（集会所、寺、鎮守、神社等）の再建費、町内会等管理の私道復旧などを進めるために早急に「熊本地震復興基金」を確立すること。。

## 義援金の支給

対象を一部損壊まで広げること。一次分として、一定額を支給すること。罹災証明書の発行について、体制を強化し速やかに完了すること。

## 被災者生活再建支援法の支援金

国は、現行300万円を当面500万円に増額すること。対象を現行（全壊、大規模半壊、やむなく住宅を解体した世帯）に加えて、半壊、一部損壊まで広げること。県として独自の上乗せを講じること。

## 2、生活・生業再建の前提・住宅対策の遅れと国の責任

①熊本県、被災市町村、日本共産党、野党4党、自民党県連も、まさに「オール熊本」が、「東北大震災の時のような特別措置法をつくって、被災の救済、復旧費用は全額国庫負担を。地元負担はゼロに」と政府に求めてきました。

安倍首相は、国会の答弁では「自治体の負担能力を超える負担は絶対させない」と述べましたが、言葉だけで、6月1日に閉じた国会で「地元負担ゼロ」のための特別措置法を提案さえもしていませんでした。

被災者支援、復旧・復興のためには、市町村の財政の1年分を全部つぎ込んでも足りません。県や市町村は財政を考え、生活支援や住宅再建、復旧対策に思い切って取り組めない状況です。東北地震とは違うとあって、安倍政権が地元負担ゼロの特別措置法をつくらなかったことが、復旧・復興を遅れさせている大きな原因です。安倍政権は、生活再建支援法では300万円までとなっている住宅再建支援を500万円まで引き上げること求める野党4党の要求を拒否したままです。

「特別措置法をつくって、被災の救済、復旧費用は全額国庫負担を。地元負担はゼロに」

は、「オール熊本」の課題です。

②憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、同13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。

災害救助法は、「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする（第1条）」「この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う（第2条）」と定めています。

熊本地震対策一避難者支援、生活・生業の再建、復旧・復興について、国が第1義的に責任を負うことを強く求めます。

災害救助法は、「都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない（第3条）」としています。

県職員、市町村の職員の昼夜を分かたぬ奮闘にもかかわらず、熊本地震被害の現状は樂觀できない状況です。避難所の食事改善、健康管理、関連死、被災者の生活と生業の再建、その前提となる住宅の保障、修理、再建等の遅れ、中小業、農業の立て直しなど、被災された方々の多くが、「先が見えない」という状況にあります。県として、あくまで「被災者中心の原則」に立った取り組みを強く求めるものです。